

総合研究大学院大学（SOKENDAI）特別研究員募集要項（2024年10月採用分）

1. 概要

本 SOKENDAI 特別研究員制度は、我が国の学術研究及び科学技術・イノベーションに貢献する人材を育成するために、本学の博士後期課程相当に在籍する優秀な志のある学生を SOKENDAI 特別研究員（以下「特別研究員」）として採用し、経済的な支援（研究奨励費の支給）を行うとともに、研究やキャリアについて幅広い視野を身に付けてもらうことを目的としています。

特別研究員には、下記 3.の条件を満たす全ての分野の学生を対象とした「一般枠」と、将来的に AI（Artificial Intelligence）分野または AI 分野における新興・融合領域を開拓・牽引するリーディングサイエンティストを育成することを目的とした「次世代 AI 研究者枠」の 2 種類がありますが、今回の募集では、次世代 AI 研究者枠は募集を行いません。

2. 2024 年 10 月新規採用予定数

【一般枠】：3 名

3. 申請資格

2024 年 10 月 1 日時点において、次の各号の全てに該当する者^{*1}

- (1) 本学の 5 年一貫制博士課程に在学し（編入学者を除く）、在学月数（在籍月数から休学月数を除いた月数）が 24 ヶ月以上 30 ヶ月未満の者（医学・歯学・薬学・獣医学に係る 6 年制の学部を卒業または医科学修士の学位を有して生理科学コースの 5 年一貫制博士課程に入学し、医学の専攻分野を付記する博士の学位の取得を希望する学生については、在学月数が 6 か月未満の者）、または博士後期課程に在学し、在学月数が 6 ヶ月未満の者。
- (2) 国費外国人留学生制度による奨学金、日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金^{*2}または外国政府から支給される奨学金等を受給する者でないこと。
- (3) 企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円/年（税引き前）以上）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者でないこと。

^{*1}・申請時点では見込みで構いません。総研大以外の大学の博士前期課程（修士課程）を修了し、2024 年 10 月に本学の博士後期課程に入学予定の者（入学試験に出願中の者を含む）も申請可能です。
・長期履修制度適用者は申請資格対象外とします。

^{*2}日本学術振興会の特別研究員（DC2）（2025 年度採用分）に申請中の者も本事業に申請可能です。ただし、DC2 に採用された場合は、2024 年度末をもって本事業の支援を終了します。

4. 支援開始日

2024 年 10 月 1 日（採用決定の時期にかかわらず、当該日に遡及して支援を開始します。）

5. 支援期間

学則第 16 条に規定する標準修業年限から採用開始前日までの在学期間を差し引いた期間

※ただし、支援期間中に本学の博士課程を早期修了し学位を取得した場合は、学位取得月をもって支援を打ち切ります。

6. 支援金額

研究奨励費（生活費相当額）の支給予定額は以下のとおりです。

月額 190,000 円

※上記の金額については、予算状況により変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

7. 申請書類

(1) 申請書

記入要領に従って作成し、PDF ファイルに変換の上、メール添付にて提出してください。

※本学に在学中の者は、研究者識別子（ORCID ID）を取得し、本学とアカウント連携を完了していることが必須となります。ORCID ID 未取得の方は、本学総合企画課学生支援企画係（[orcid\(at\)ml.soken.ac.jp](mailto:orcid(at)ml.soken.ac.jp) ※(at)は@に置き換えてください。）にご連絡ください。取得方法についてご案内します。

(2) 評価書

指導教員に作成を依頼してください。

※総研大在学学生は、主任指導教員に作成を依頼してください。ただし、主任指導教員の同意がある場合は副指導教員でも可とします。

※総研大以外の大学の博士前期課程（修士課程）を修了し（見込の者も含む）、2024年10月に本学の博士後期課程に入学予定の者（入学試験に出願中の者を含む）は、申請時点の研究指導者または本学入学後に指導担当予定の教員のいずれかに作成を依頼してください。

※評価書は、指導教員から本事業事務局に直接提出するものとし、大学から申請者本人にその内容を開示することはありません。

8. 申請書類提出先

次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室

[jisedai-jimu\(at\)ml.soken.ac.jp](mailto:jisedai-jimu(at)ml.soken.ac.jp) ※(at)は@に置き換えてください。

9. 申請書提出〆切

2024年8月28日（水）15:00（日本標準時：必着）

10. 選考方法

(1) 選考

総合研究大学院大学特別研究員審査委員会において一次審査（書類審査）と二次審査（オンライン面

接審査)を行います。一次審査ではコースによる審査も併用することがあります。

(2) 審査基準

主要な審査基準は、以下のとおりです。

- ①研究計画が具体的であり、博士学位取得に向けたものになっていること。
- ②博士課程における研究を遂行できる実績を持っていること。
- ③自らの専門分野以外に興味・関心を広げていく意思があること。

(3) 一次審査結果通知と二次審査について

一次審査終了後速やかに審査結果を通知します。二次審査（オンライン面接審査）の実施予定日は以下のとおりです。

2024年10月11日（金）

二次審査の結果は、2024年10月末までに通知します。

なお、選考に関する個別の問い合わせには対応しません。

11. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請書類は、所定の様式を使用してください。所定様式以外の申請は認められません。
- (2) 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- (3) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。

12. 特別研究員の義務等

- (1) 特別研究員は、支援期間中、本学の博士課程に在学しなければならない。
- (2) 特別研究員は、支援期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。
- (3) 特別研究員は、各年度決められた時期に研究状況報告書を提出しなければならない。また、支援期間を終了し、博士課程を修了した場合は、就職等状況調査票を提出しなければならない。
- (4) 特別研究員は、本学が指定する研究力向上、キャリアパスの拡大に向けたコンテンツ（研究交流会、研究成果報告会、キャリアセミナー等）に参加しなければならない。
- (5) 特別研究員は、SOKENDAI 研究派遣プログラム、国際共同学位プログラム、学内共同研究指導のいずれか^{注1)}を原則として実施しなければならない。（すでに参加した経験がある場合、または、実施に特段の支障がある場合を除く。）
- (6) 特別研究員は、支援期間中、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入（240万円/年（税引き前）以上）を目的とする仕事^{注2)}に就くことはできない。
- (7) 特別研究員は、次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室が指定する、もしくは所属コースが置かれる基盤機関において実施される研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講・修了しなければならない。
- (8) 次世代 AI 研究者枠に採用された特別研究員は、現在の指導教員の専門分野が AI でない場合、AI を専門とする教員の共同研究指導を受けなければならない。

注1) 各プログラムの詳細は下記の大学 web サイトを参照してください。

○SOKENDAI 研究派遣プログラム

https://www.soken.ac.jp/education/dispatch/sokendai_studentdispatchprogram/

○国際共同学位プログラム

<https://www.soken.ac.jp/education/curriculum/cotutelle-program/>

○学内共同研究指導

<http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/print/582.html>

注²⁾ 研究活動に支障のない範囲でアルバイト・リサーチアシスタント等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。ただし、当該受給内容および本事業との重複状況等について報告を求めることがあります。

13. 支援の中止または取消及び返還請求

12. に掲げる特別研究員の義務の履行状況が不十分であると認められる場合または次に掲げる各号のいずれかに該当すると学長が判断した場合は、支援を中止または取消するとともに、支給済みの研究奨励費または研究費の返還を請求する場合があります。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 採用後、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金または外国政府から支給される奨学金等を受給する場合
- (3) 疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (4) 本学を休学する場合^{注³⁾}
- (5) 本学を退学する場合（除籍を含む）
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 学業成績または性行が不良である場合
- (8) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合
- (9) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (10) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (11) 研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用など）を行った場合
- (12) 研究費の不正使用を行った場合
- (13) 本人から辞退の申し出があった場合
- (14) その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為があった場合

注³⁾ ただし、休学が出産、育児または介護によるものであって本学が認めるときは、2年間を上限として、休学の期間中研究奨励費の支給を一時停止し、復学の際に審査の上で支給を再開することができます。

14. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に管理し、総

合研究大学院大学特別研究員事業の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

15. 本募集に関する連絡先（事務局）

次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室

jisedai-jimu(at)ml.soken.ac.jp ※(at)は@に置き換えてください。